

見積参加希望者 各位

(盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格「厨房機器類－厨房器具」の有資格者
又は盛岡市業務委託等資格「賃貸借－厨房器具類」の有資格者)

盛岡市長 内 館 茂

随意契約見積通知書

今般、下記事項を随意契約に付するに際し、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得を熟知して見積されたく通知します。

記

- 1 随意契約見積に付する事項
件 名 盛岡市立あべたて保育園食器洗浄機賃貸借（長期継続契約）
- 2 賃貸借期間
令和6年4月1日 から令和12年3月31日
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約
- 3 契約条項を示す場所
盛岡市子ども未来部子育てあんしん課
- 4 見積書提出の場所及び日時
令和6年3月7日（木）午前9時00分から午後3時00分まで（箱入れ）
盛岡市役所子育てあんしん課
- 5 郵便または電話による見積
認めない。
- 6 契約書作成の要否
要 賃貸借契約書による。
- 7 その他

(1) 見積回数

1回限りとする。（ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。）

(2) 見積書

見積書は盛岡市随意契約見積参加者心得第7第1項によるものとし 契約期間に基づき賃貸借期間に係る年額 で作成すること。決定も 賃貸借期間に係る年額 とする。

なお、落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(裏面記載有)

(3) 見積の無効

盛岡市随意契約見積参加者心得第9の規定に該当する見積

(4) 同等品の取り扱いについて

同等品による見積を希望する者は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、令和6年3月4日(月)正午までに申請すること。審査で合格しない製品での見積は無効とする。

(5) 見積の辞退

盛岡市随意契約見積参加者心得第11第2項の規定によること。

(6) 本件は令和6年度を初年度とする長期継続契約につき今回は見積徴取までとし、契約締結は4月1日以降とする。

ただし、契約締結日に指名停止中の者については、契約を締結できない場合がある。

(7) 次年度以降において盛岡市の歳出予算におけるこの契約に係る予算額の減額又は削除があった場合、盛岡市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。

(8) 支払は賃貸借期間の月払とし、毎月の履行が完了後に所定の方法により請求・支払うものとする。

(9) この見積に関する問い合わせ先 一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和6年3月4日(月)正午までに電子メール又は文書(ファックス可)により子育てあんしん課あて提出すること。回答は、盛岡市公式ホームページ>事業者の皆さんへ>市の発注契約>発注情報に令和6年3月6日(水)までに回答する。

電子メールアドレス kosodateansin@city.morioka.iwate.jp

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課 Tel 019-613-8347、Fax 019-652-3424